

広島市テレワーク環境整備事業

NEW POINT!

- ◎WEB申請のみ
- ◎就業規則の提出が必須
- ◎対象経費の一部変更など

広島市は、「新しい生活様式」に対応し、テレワークを行うためのICT環境を整備する中小企業者に対し、その整備に要する経費の一部を補助します。

[対象となる取組の例]

- ・テレワークをするためにパソコン等の機器購入を行う
- ・社外から社内のネットワークにアクセスできるようにシステムを構築する
- ・テレワークを導入するため、就業規則や人事評価制度を改正する

広島市テレワーク環境整備支援事業の概要

対象者	(1) 市内に本社又は主たる事業所を置く者 ただし、法人の場合は登記簿上の本店を市内に置く者とする。 (2) <u>雇用保険に加入している従業者が2人以上の者</u> (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号で定める中小企業者 (4) 働き方改革におけるテレワークを行うためのICT環境整備に取り組む者 (5) 広島市税を滞納していない者 ※その他、詳細な条件等は広島市テレワーク環境整備支援事業補助金交付要綱でご確認ください。
補助対象経費	ノートパソコン等の機器の購入費及びリース費等の設備経費 技術コンサルティング業務費等の委託外注費
補助上限額及び補助率	補助上限額 : 100万円 補助率 : 4/5
申請期間	令和3年3月15日(月)9時30分から令和3年4月30日(金)17時まで ※受付時間は、平日(土・日・祝日を除く)の9時30分から17時まで ※補助金の予算に達し次第、受付終了となります。

裏面で手続きの流れをご紹介します

第2弾の主なポイント

・就業規則の提出が必要になります！

※労働基準監督署に届け出た就業規則の提出が必要となります。詳しくは「広島市テレワーク環境整備支援事業事務局」（以下「事務局」という。）のホームページをご確認ください。

・実績報告書の提出にあたっては、テレワークを実施したことが確認できる書類（写真、出勤簿等）の提出が必要です。

・補助対象経費に一部変更がありますので、要綱や事務局ホームページをよくご確認ください。

（対象の例） ノートパソコン、WEBカメラ 等

（対象外の例） デスクトップパソコン（サーバー機能となるパソコンは除く）、ディスプレイ 等

～手続きの流れ～

① 交付申請

- ・事務局のホームページを確認し、申請してください。※WEB申請でのみ受付をします。
- ・補助対象となる取組は、ICTサポーターからの支援を受けるものに限りです。

事務局
ホームページ→



ICTサポーターとは…→



② 交付決定

- ・審査後、交付決定した場合は、事務局から申請者に対し、速やかに交付決定通知書を送付いたします。（交付決定通知日以降にICT環境整備を実施してください。）

③ 事業実施 ～完了

- ・ICT環境を整備し、テレワークを行ってください。
- ・テレワークを行ってから40日以内又は令和3年7月末日のいずれか早い日までに、実績報告書と必要書類一式を事務局へ郵送で提出してください。（原則として郵送での報告）



④ 補助金の 支払

- ・補助金額を確定し、事務局から申請者に通知します。通知後、1か月程度で広島市から申請者に補助金を振り込みます。
- ・※なお、補助対象者からの委任によりICTサポーターが補助金を受領することもできます。

～お問合せ先～

広島市テレワーク環境整備支援事業事務局（令和3年3月1日～令和3年9月30日）

コールセンター：082-542-2728（平日9:30～17:00） FAX：082-243-9640

ホームページURL： <https://hiroshima-city-telework.jp>